

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症について、国の緊急事態宣言は全国で解除されたものの、感染症自体が終息したわけではなく、再び感染が拡大するおそれもあり、依然として予断を許さない状況が続いている。

そして我々は現在、「新しい生活様式」により、安定的な医療体制を確保して感染防止を図りながら、経済と日常生活の復活を目指す道を歩み始めたところである。

各地方公共団体においては、限られた財源の中、経済・雇用、医療・保健、教育・子育て、福祉・介護などの各分野における対策に全力を挙げて取り組んでいるが、財政的、人的、制度的な支援は十分とは言えない状況にある。

国においては先般、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）の交付を決定されたが、今回の未曾有の難局を乗り越えていくためには、今後も継続的かつ的確な支援が求められるところである。

よって国及び政府に対し、下記事項について一刻も早く適切な措置を講じられるよう、強く要望するものである。

記

- 1 これまでの臨時交付金だけで十分な事業・対策を行うことは困難であり、今後も地方公共団体に対してさらなる継続的な財政措置を講ずること。なお、臨時交付金は各自治体が趣向を凝らした取組の財源として幅広く充当を可能とするとともに、財政力にかかわらず必要な額を措置すること。
- 2 実効的かつ活用しやすい経済・雇用対策として、事業者の事業継続や雇用の維持を図るための支援制度において、継続的な給付や補助、必要な法整備を講ずること。
- 3 医療・保健体制の確保・強化のため、医療機関への人的・財政的支援、地方の医療・保健に対する財政支援を講ずるとともに、衛生用品の確保、検査体制の拡充に努めること。
- 4 地方の教育・子育てに対する財政支援や、独り親・貧困世帯に対するさらなる支援に努めること。
- 5 国民健康保険料や保育料の減収等に対する財政措置を講ずるとともに、福祉・介護事業者に対する支援と、風評被害の抑制に努めること。
- 6 経済情勢の悪化による税込減対策として、臨時的な交付金等、的確な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月12日